

避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難した申立人らのうち、避難中にうつ病等を発症し就労に支障が生じた申立人（原発事故当時30歳台の女性）について、請求期間中における病状や就労状況等を考慮して、平成23年3月分から令和3年3月分までの就労不能損害（平成23年3月分から平成28年2月分までは東京電力の直接請求における最低賠償月額額の10割、平成28年3月分から平成30年2月分までは7割、平成30年3月分から令和2年2月分までは5割、令和2年3月分から令和3年3月分までは4割。ただし、既払金と就労期間中の給与分は控除した額。）等が賠償された事例。

和解契約書（一部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X1及び同X2（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、令和3年3月18日付けの被申立人答弁書及び令和3年7月21日付けの被申立人主張書面(1)記載の、申立人らと被申立人との間に争いがない別紙記載の損害項目及び期間について、一部和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項所定の損害項目及び期間に対する和解金として、金14万2440円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 継続協議

申立人ら及び被申立人は、本件に係る損害賠償金額を確定させるように引き続き本和解仲介手続きにおける協議を続行する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和3年9月8日

（仲介委員 行方 美彦）

(別紙)

申立人 X 1 について 令和〇年(東) 第〇号事件			
損害項目	期間	金額	備考
生命・身体的 損害	平成 30 年 3 月 13 日か ら 令和 3 年 6 月 22 日	142,440 円	・ 指定診断書取得費用 142,440 円 ※往復交通費 5,940 円を含む 平成 30 年 3 月 13 日 52,500 円 令和 1 年 9 月 27 日 47,250 円 令和 1 年 12 月 17 日 5,250 円 令和 2 年 3 月 6 日 5,250 円 令和 2 年 6 月 23 日 5,250 円 令和 2 年 9 月 15 日 5,250 円 令和 2 年 12 月 22 日 5,250 円 令和 3 年 3 月 16 日 5,250 円 令和 3 年 6 月 22 日 5,250 円 診断書取得の往復交通費 660 円
一部和解 合計額 (①)		142,440 円	

未精算の 仮払補償金 (②)		0 円	
支払額 (①-②)		142,440 円	

避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難した申立人らのうち、避難中にうつ病等を発症し就労に支障が生じた申立人（原発事故当時30歳台の女性）について、請求期間中における病状や就労状況等を考慮して、平成23年3月分から令和3年3月分までの就労不能損害（平成23年3月分から平成28年2月分までは東京電力の直接請求における最低賠償月額額の10割、平成28年3月分から平成30年2月分までは7割、平成30年3月分から令和2年2月分までは5割、令和2年3月分から令和3年3月分までは4割。ただし、既払金と就労期間中の給与分は控除した額。）等が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1及び同X2（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

(1) 申立人X1分

- | | |
|----------------------------|-----------|
| ア 生命・身体的損害（通院交通費） | 12万8040円 |
| （平成26年8月1日から令和4年8月31日まで） | |
| イ 生命・身体的損害（証明書類等取得費用） | 16万6710円 |
| （平成26年12月1日から令和4年8月31日まで） | |
| ウ 就労不能損害 | 52万2828円 |
| （平成23年3月11日から平成27年2月28日まで） | |
| エ 生命・身体的損害にかかる就労不能損害 | 509万3980円 |
| （平成27年3月1日から令和3年3月31日まで） | |

(2) 申立人X2分

- | | |
|---------------------------|----------|
| 就労不能損害 | 87万1680円 |
| （平成26年3月1日から平成27年2月28日まで） | |

2 和解金額

被申立人は、第1項記載の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、金678万3238円の支払義務があることを認める。

3 既払い金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、第1項記載の損害に対する賠償金の一部として、令和3年9月8日付け和解契約書（一部）記載のとおり金14万2440円を支払済みであることを確認し、この既払い金

1 4 万 2 4 4 0 円全額について第 2 項記載の和解金 6 7 8 万 3 2 3 8 円と清算する。

4 支払方法

(省略)

5 清算

申立人らと被申立人は、第 1 項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を 2 通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ 1 通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し 1 通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和 4 年 1 1 月 2 2 日

(仲介委員 行方 美彦)